

# 東播サッカー協会規約

## 第一章 総則

### 第1条 (名称)

本会は東播サッカー協会と称する。

### 第2条 (事務所)

本会は事務所を 加古川市別府町新野辺945番地 に置く。

### 第3条 (目的)

本会は東播2市2町(加古川市・高砂市・稲美町・播磨町)のサッカー界を統括し、その代表する団体として、サッカー競技の普及並びに振興を図り、もって市町民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事業)

本会は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- 1 サッカー技術の研究及び指導に関すること
- 2 サッカー競技規則に関すること
- 3 審判技術の研究及び審判員の養成並びに登録に関すること
- 4 地域社会におけるサッカーグループの育成強化並びに加盟促進に関すること
- 5 サッカー競技会の開催に関すること
- 6 東播を代表するチームの役員及び選手の選考に関すること
- 7 サッカー競技に関する公式記録の作成と保存に関すること
- 8 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行うこと

## 第二章 組織

### 第5条 (組織)

本会は東播2市2町(加古川市・高砂市・稲美町・播磨町)のサッカー協会、並びにその加盟団体によって構成される。

## 第三章 役員

### 第6条 (種別)

- 1 本会に次の役員を置く。

(1) 会長	1名
(2) 副会長	3名
(3) 理事長	1名
(4) 副理事長	若干名
(5) 常務理事	若干名
(6) 理事	若干名
(7) 評議員	加盟チーム代表者
(8) 監事	1名
- 2 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

### 第7条 (選任)

- (1) 会長・副会長及び監事は総会において選任する。
- (2) 理事は理事会が必要数推挙し会長が委嘱する。
- (3) 常務理事は各種委員会の長、又は副委員長がこれにあたる。
- (4) 理事長は理事の互選により定める。
- (5) 副理事長は必要により理事長が指名する。
- (6) 会長推薦の理事を若干名置くことができる。但しその数は理事総数の2分の1を超えてはならない。
- (7) 名誉会長・顧問及び参与は理事会が推挙し会長がこれを委嘱する。

### 第8条 (職務)

- (1) 会長は本会を代表し、本会を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事並びに常務理事は総会の決定に従い会務を執行する。
- (4) 理事長は総会並びに理事会の決定に従い会務を掌理する。
- (5) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその職務を代行する。
- (6) 監事は本会の財務を監査する。
- (7) 顧問は会長の諮問に応じ、参与は理事長の諮問に応ずる。

### 第9条 (任期)

- (1) 役員任期は2年とする。
- (2) 補欠役員任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 辞任又は任期満了の場合においても後任者が就任するまでは前任者がその職務を遂行しなければならない。

## 第四章 会議

### 第10条（種別）

会議は評議員総会及び理事会とし、評議員総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

### 第11条（構成）

- (1) 評議員総会は評議員をもって構成する。
- (2) 理事会は理事をもって構成する。

### 第12条（機能）

- 1 評議員総会は次の事項を決議する。
  - (1) 本会の規約に基づく役員を選任
  - (2) 事業計画と予算の決定
  - (3) 事業報告と決算の承認
  - (4) 会費の額の決定
  - (5) 本会規約の変更及び解散
  - (6) その他、本会の運営に関する重要な事項
- 2 理事会は、この規約に別に規定するもの他、次の事項を執行し若しくは決定する。
  - (1) 評議員総会の決議した事項
  - (2) 評議員総会に付議すべき事項
  - (3) その他評議員総会の決議を要しない会務、

### 第13条（開催と召集）

- 1 通常総会は原則として毎年**3月(予算)・5月(決算)**に開催し、会長が召集する。
- 2 臨時総会は次の各号の場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めた時、会長が召集する。
  - (2) 評議員総数の3分の1以上の会議の会議の目的を記載した書面による開催の請求がある時、会長は速やかに召集しなければならない。
  - (3) 評議員総会を召集するには、会議の目的を記載した書面を少なくとも7日前に評議員に送付しなければならない。
  - (4) 理事会は随時開催し、会長が召集する。

### 第14条（議長）

- 1 評議員総会の議長は会長がこれにあたる。
- 2 理事会の議長は会長がこれにあたる。

### 第15条（定足数）

会議の構成員の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

### 第16条（決議）

会議の議事は出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

### 第17条（書面表決等）

止むを得ない理由のため会議に出席できない構成員は、予め通知された事項について書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合は、書面表決者、又は表決の委任者は会議に出席したものとみなす。

## 第五章 委員会

### 第18条（委員会）

- 1 本会は事業遂行の為、委員会を設けることができる。
- 2 委員会の種類、構成及び職務内容は、理事会が定める。

## 第六章 資産及び会計

### 第19条（資産の構成）

本会の資産は次のとおりとする。

- (1) 積み立てによる特別積立金
- (2) 積立金より生ずる利息
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) 会費
- (6) その他の収入

### 第20条（資産の種別）

本会の資産を基本財産と運用財産に分ける

- 1 基本財産は次のものをもって構成する。
  - (1) 積立金による財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
  - (3) 総会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 2 運用財産は基本財産以外の資産とする。

第21条（資産の管理）

本会の資産は会長が管理し、基本財産の現金は理事会の議決を経て、定期預金とするなど確実な方法により会長が保管する。

第22条（基本財産の処分の権限）

基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。但し、本会の事業遂行上止むを得ない理由があるときは評議員総会の議決を経て処分することができる。

第23条（経費の支弁）

本会の事業遂行上必要とする経費は運用財産をもって支弁する。

第24条（事業計画と収支予算）

本会の事業計画並びにこれに伴う収支予算は、会長が編成し評議員総会の議決を経なければならない。

第25条（収支決算）

- 1 本会の収支決算は会長が作成し、財産目録・収支決算書・事業報告書・及び財産増減事由書とともに監事の意見を付け、評議員総会の承認を得なければならない。
- 2 本会の収支決算に剰余金がある時は、評議員総会の議を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、又は次年度に持ち越すことができる。

第26条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第七章 補 足

第27条（書類・帳簿の保管）

- 1 本会は次の書類及び帳簿を備えなければならない。
  - (1) 本会規約及び細則、その他諸規定
  - (2) 役員名簿
  - (3) 財産目録
  - (4) 規約・規定に定める書記官の議事録
  - (5) 収入支出に関する帳簿及び証票書類
  - (6) 資産台帳
  - (7) 官公署往復文書
  - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項の書類及び帳簿は原則として永久保存しなければならない。但し、第5号は10年以上、第7号・第8号は1年以上保存しなければならない。

## 付 則

- 1 本会の設立当初の役員の任期は、第9条の規定に関らず、昭和55年3月31日までとする。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第12条第1項第2号・第2項第2号の規定に関らず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立当初の会計年度は、第26条の期待に関らず設立総会の日から昭和54年3月31日までとする。
- 4 本規約は設立総会の日(昭和53年3月22日)から有効とする。